



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年10月2日(水) 岐阜県発表資料		
担当課	担当者	電話番号
環境管理課	課長 安藤 英樹	内線 2980 直通 058-272-8230 FAX 058-278-2610

中津川市瀬戸^{せと}地内の残土処理場への搬入土の環境基準超過について

岐阜県埋立て等の規制に関する条例の規定に基づく立入検査により、中津川市瀬戸残土処理場に搬入された土砂(中央新幹線瀬戸トンネル工事の発生土)の検査を実施したところ、環境基準を超過する六価クロムが検出されましたので、お知らせします。

1 残土処理場の名称・所在地

名称 中津川市瀬戸残土処理場(設置者:中津川市)
所在地 中津川市瀬戸地内

2 環境基準に適合しない搬入土の量等

搬入土の量 約5m³(仮置き面積 約16m²)
(立入検査当日に搬入された土砂約300m³のうち、検体採取のために仮置きした土砂)

3 環境基準に適合しない項目、分析結果

検体採取日:令和6年 9月13日
結果判明日:令和6年10月 2日

項目	分析結果	土壌溶出量基準	基準超過倍率
六価クロム	0.08mg/L	0.05mg/L以下	1.6倍

4 残土処理場周辺の影響

当該残土処理場の排水の放流先となる河川水を9月13日に採取しましたが、水質検査結果に異常はありませんでした。

5 今後の対応

(1) 地下水調査について

「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、中津川市と連携して、以下の範囲内にある家庭及び事業所を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質調査を直ちに実施するとともに、結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。

- ・トンネル掘削地点を起点に半径500mの範囲で掘削方向900m先まで
- ・残土処理場の敷地境界から半径500mの範囲

(2) 中津川市（残土処理場設置者）への対応

以下の内容について、本日付で文書を発出しました。

- ・環境基準に適合しない土砂（約5 m³）を速やかに撤去し、適正に処理すること
- ・同日に搬入した他の土砂（約295 m³）の速やかな撤去・適正処理若しくは再検査による確認を行うこと
- ・六価クロム溶出の原因調査を行い、搬入時の確認方法や埋立場所の管理体制など今後の再発防止策を策定して報告すること
- ・再発防止策等が講じられるまでの間、新たな土砂の搬入をしないこと

(3) 土砂を搬出した事業者への対応

以下の内容について、本日付で文書を発出しました。

- ・環境基準に適合しない土砂を今後搬出することがないように、搬出元の事業者として再発防止策を講じること

(4) 工事発注者への対応

以下の内容について、本日付で文書を発出しました。

- ・工事請負業者への指導監督を徹底すること

【参 考】

【六価クロム】

クロムの六価化合物には多くの種類があり、顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われています。溶液にさわったり、蒸気を吸い込むことで手足、顔などに発赤、発疹がおこり炎症が生じることが知られています。長期間飲用するような場合を除いて、飲み水を通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられています。

(参考：「化学物質ファクトシート -2012年版- 環境省」より抜粋)